

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十六号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認定
小川町	平成二十九年度地籍簿一冊	古寺三地区（大字上古寺、下古寺の一部）	令和元年九月二十五日